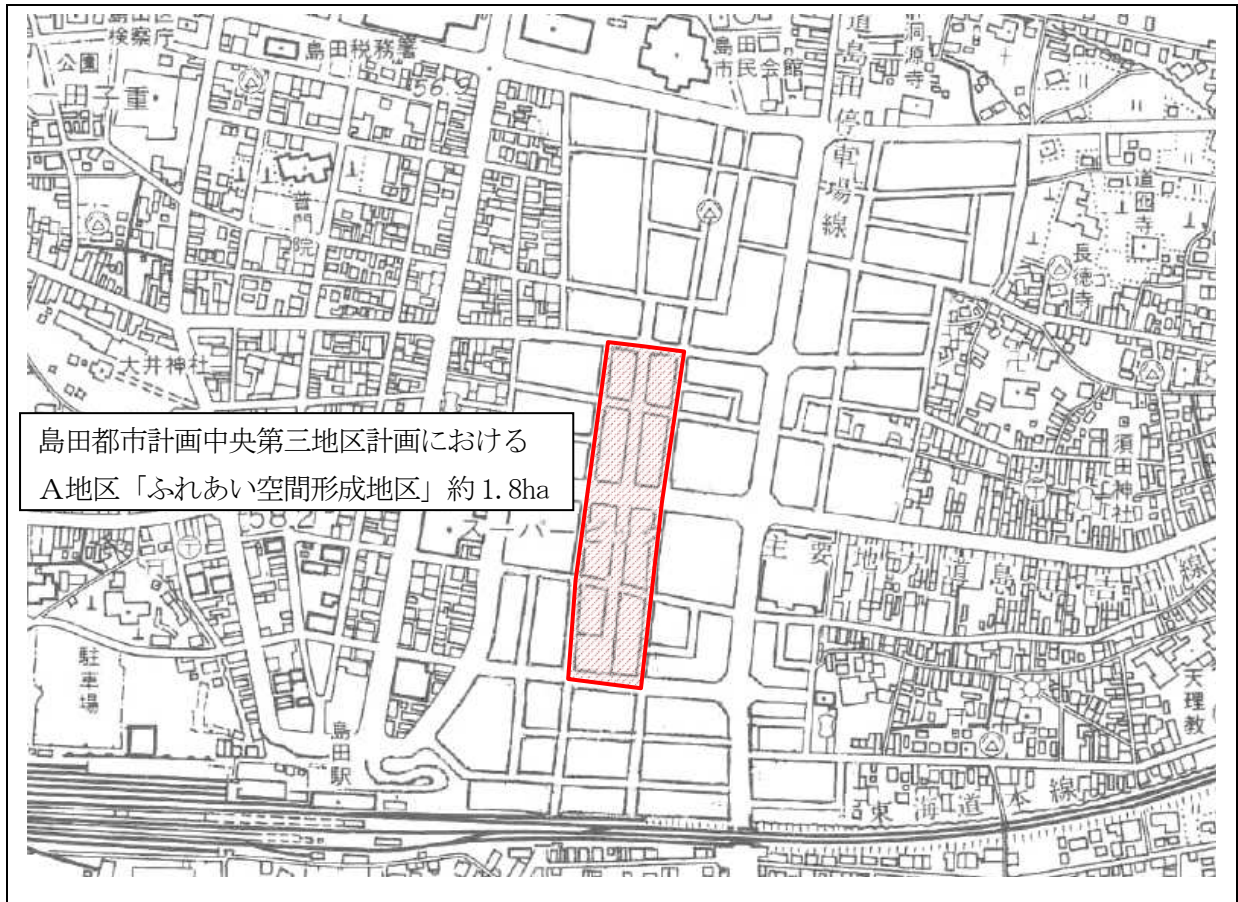


## 中央第三地区計画区域内

### ア 区域



### イ 景観の形成方針

地区のシンボルである栄町中央線（おび通り）との一体的な空間の形成を図るため、和風の雰囲気を感じられるまち並みを創出し、本市の中心市街地としての憩い、潤い及びにぎわいを感じられるふれあい空間の形成を目指します。

### ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

重点地区の区域のうち、栄町中央線に面する建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、あらかじめ、届出をする必要があります。

特定届出対象行為に基づき届出された内容が「重点地区に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

## エ 景観の形成基準

### (ア) 建築物に関する基準

外 壁	位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、栄町中央線の道路境界から1 m以上後退させるものとする。
	形態・材料	栄町中央線及び本通り線に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など、和風の雰囲気を感じられるものを基本とする。 なまこ壁とする場合は、極力本物の材料を用いるものとする。
	色彩	栄町中央線及び本通り線に面する壁面の色彩は、白色又は木、石、土等の自然材料と調和する色など、和風の雰囲気を損なわない落ち着いた色とし、部分的には黒色も可とする。 なお、栄町中央線及び本通り線に面しない壁面であっても、栄町中央線から見える壁面については、同様の配慮を行うものとする。 <b>(マンセル値に基づく色彩は、外壁の色彩基準のとおりとする。)</b>
屋 根	形態	主要な屋根の形態は、和風の雰囲気勾配屋根を基本とする。 やむを得ず陸屋根とする場合は、栄町中央線から勾配屋根に見えるように修景用の屋根をかけるものとする。
	方向	主要な屋根の方向は、平入りとする。 ただし、栄町中央線と本通り線の両方に面する屋根については、妻入り（本通り線側が平入り）も可とする。
	材料	主要な屋根の材料は、和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
	色彩	屋根の色は、黒色又は灰色系とする。金属板の部分については、緑青（銅板）、こげ茶色系も可とする。
	勾配	屋根勾配は、4.5/10を原則とする。 やむを得ない場合は、4.5/10から5.0/10の範囲で可とする。
1 階 の 軒 ・ 庇	軒・庇の設置	栄町中央線に面する1階部分には、和風の雰囲気を損なわないよう軒・庇を設置するものとする。
	軒・庇の出・高さ	栄町中央線に面する1階部分の軒・庇の出は90cm、軒・庇の先の高さは2.7 mを基準とする。 高さについては、やむを得ない場合は、2.4mから3.0mの範囲で可とする。
	材料	軒・庇の屋根の材料は、主要な屋根と同様に和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
	勾配	軒・庇の勾配は、主要な屋根と同様に、4.5/10を原則とする。 やむを得ない場合は、4.5/10から5.0/10の範囲で可とする。
	色彩	軒・庇の屋根の色は、主要な屋根と同様に、黒色又は灰色系とする。 金属板の部分については、緑青（銅板）、こげ茶色系も可とする。

窓・開口部	<p>栄町中央線及び本通り線に面する窓・開口部の枠については、黒色又は茶色系の木製建具を原則とする。</p> <p>やむを得ない場合は、黒色又は茶色系のアルミサッシも可とする。</p>
<p>付帯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備屋外機</li> <li>・ 屋外設置の給湯器</li> <li>・ 受水槽</li> <li>・ 太陽光発電パネル等</li> </ul>	<p>付帯設備については、栄町中央線及び本通り線から見えない位置への設置を原則とする。</p> <p>やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。ただし、目隠しを行うことが困難な太陽光パネルについては、屋根の形態や色彩との調和に配慮し、和風の雰囲気損なわないようにするものとする。</p>

**(イ) 工作物等に関する基準**

門・塀等	<p>栄町中央線に面して門・塀等を設置する場合は、木製板塀又は土塀を原則とする。</p> <p>やむを得ずブロック塀とする場合は、壁面は塗り壁風の仕上げとし、笠木には和瓦を用いるものとする。</p>
緑化	<p>栄町中央線及び本通り線に面して庭等を設ける場合は、和風の雰囲気に調和したものとする。</p>

## ■ 外壁の色彩基準

和風の雰囲気の色相について、最低限守るべき色彩の範囲として「基準値」を定める。また、使用することが望ましい色彩の範囲として「推奨値」を示す。

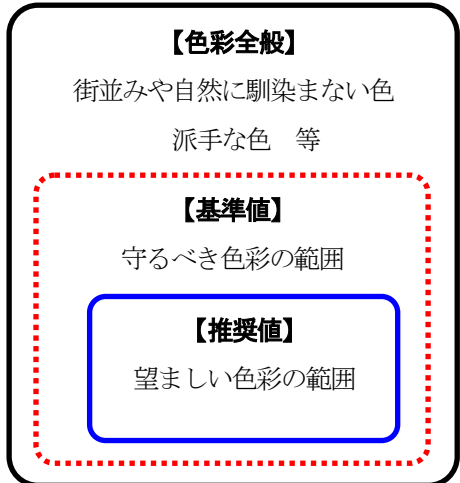
### ■ 基準値

色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	制限なし	4以下
上記以外の色相	制限なし	2以下
無彩色は、N1～N9.5		

### ■ 推奨値

色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	5以上	3以下
上記以外の色相	5以上	2以下
無彩色は、N1～N9.5		

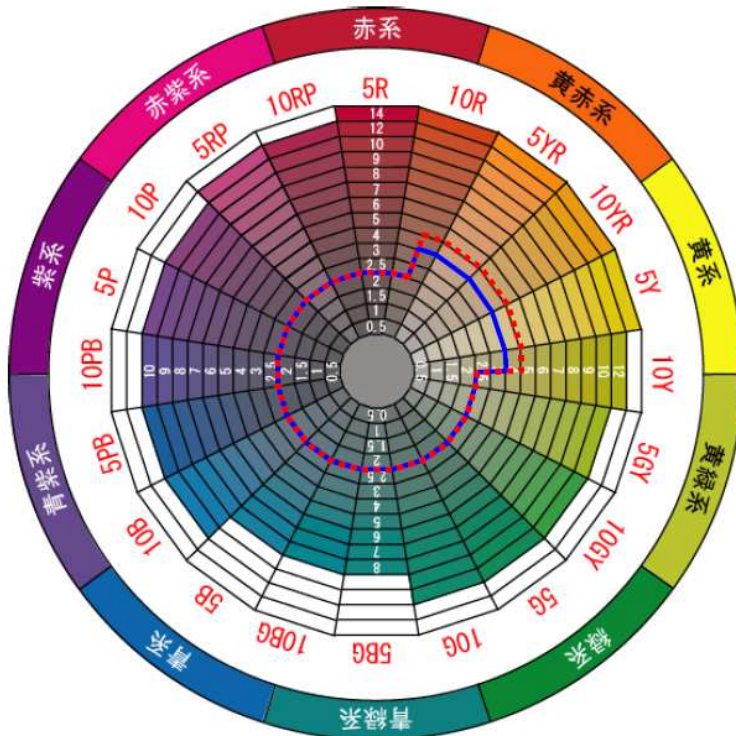
### 《色彩の基準値と推奨値のイメージ》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721(色の三属性による表示方法)の規定による。

### ■ 色相・彩度(基準値)の範囲

色相と彩度について、基準に適合する色彩を以下に示す(赤枠内)



#### 【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせる。

#### 【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

#### 【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

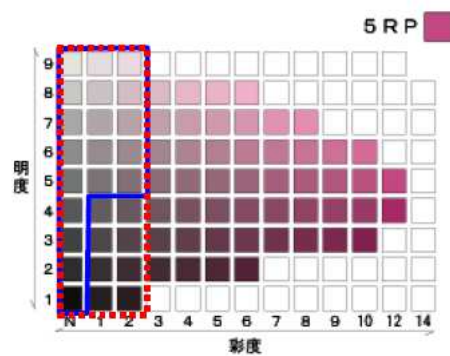
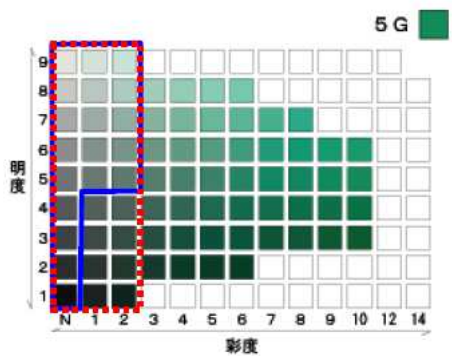
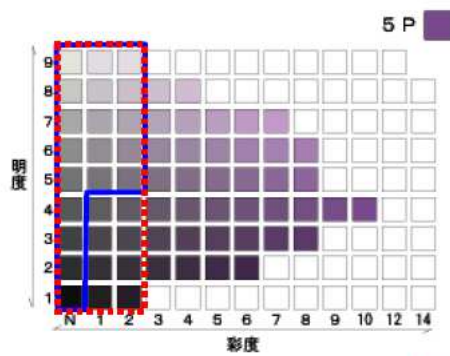
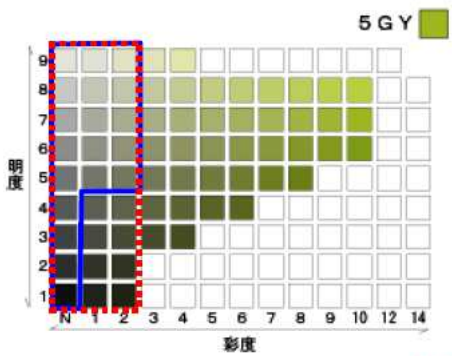
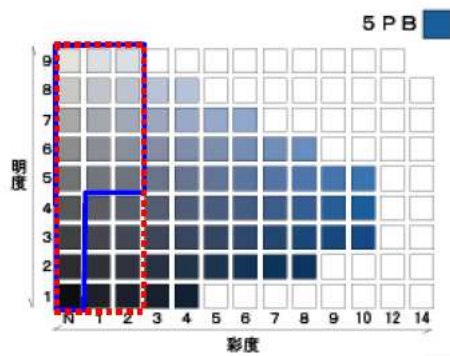
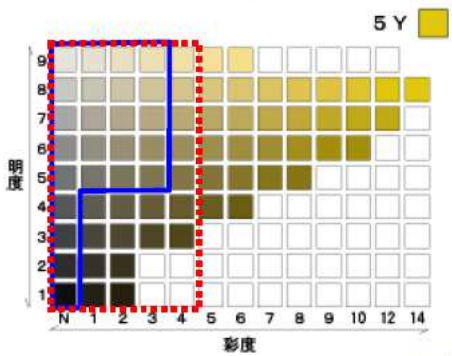
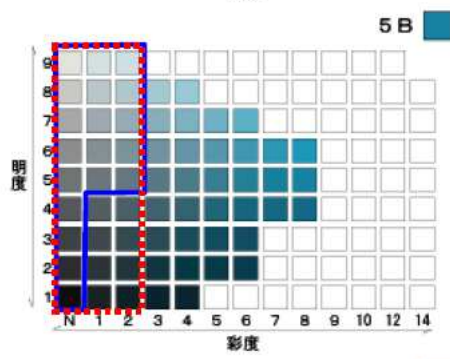
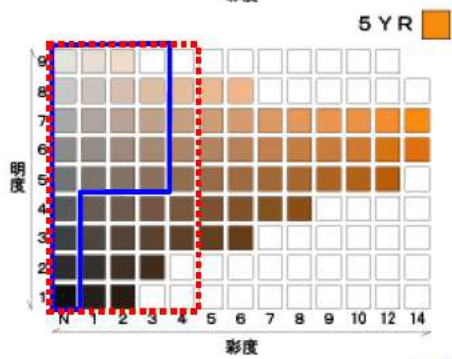
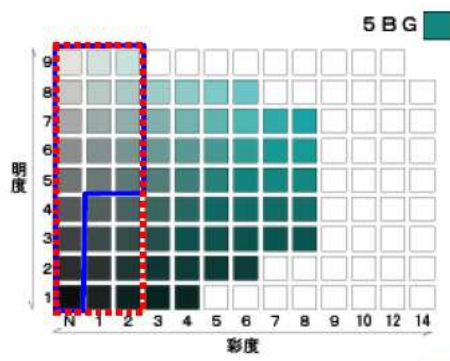
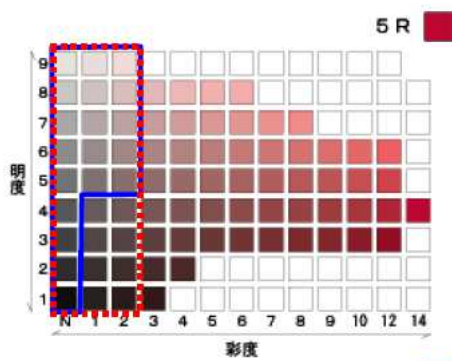
#### 【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5YR7.0/2.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。



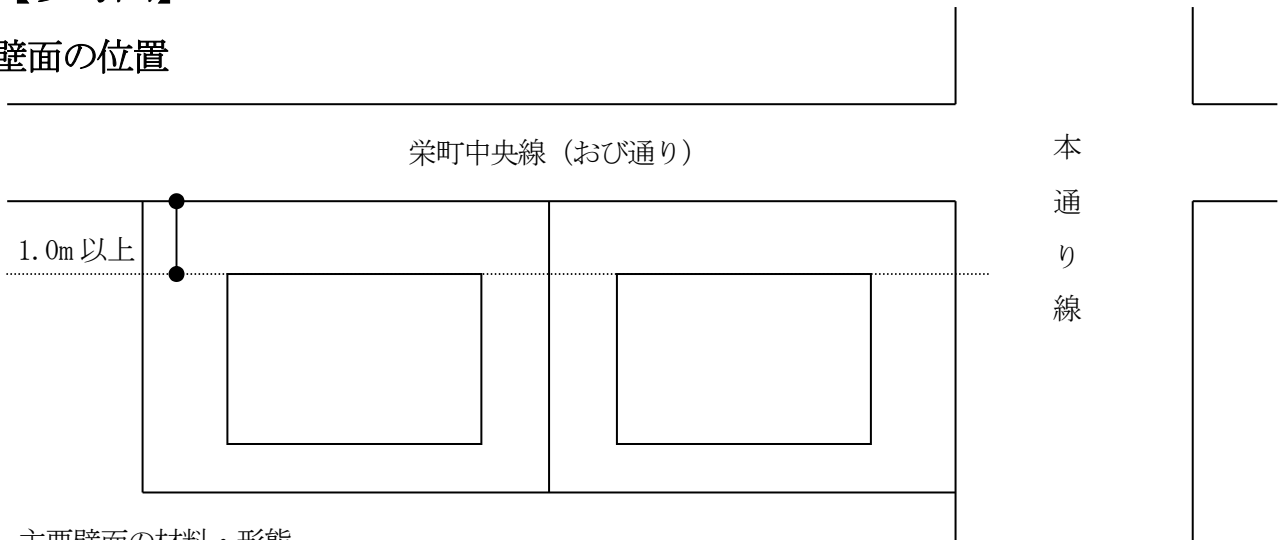
**5YR 7.0 / 2.0**

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
5ワイアール 7 の 2



## 【参考図】

### 壁面の位置

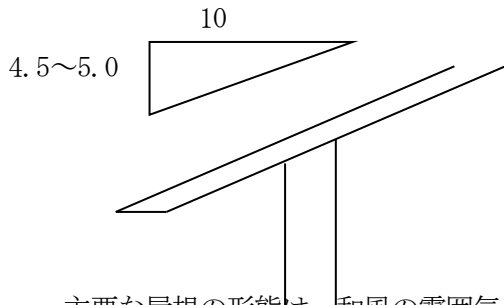
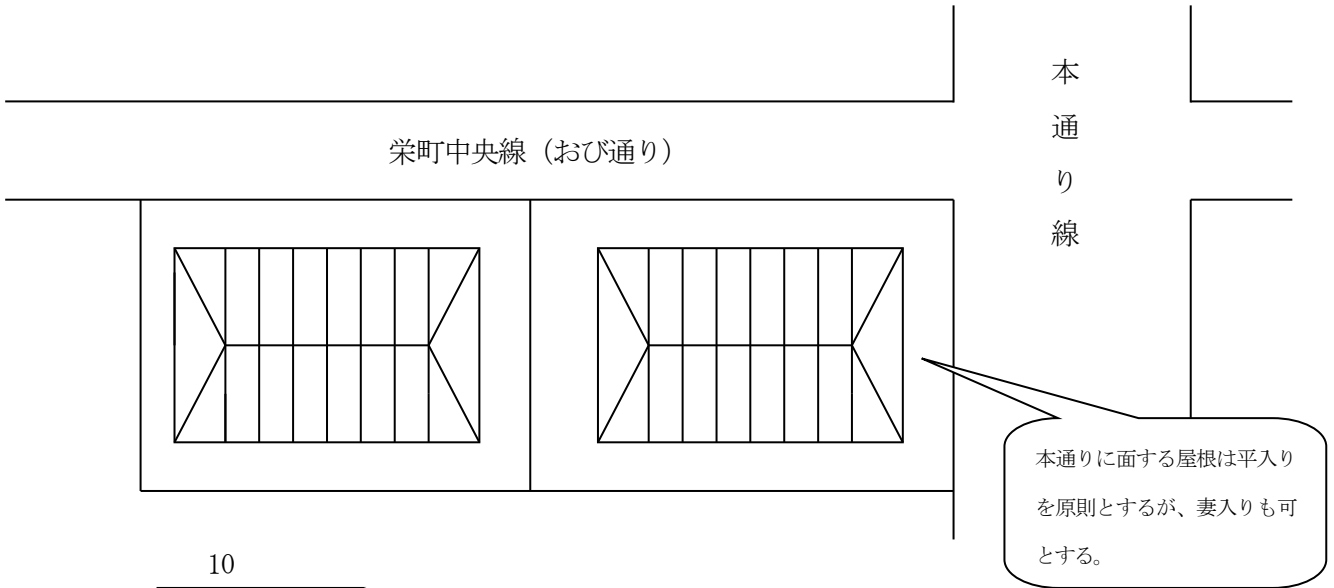


### 主要壁面の材料・形態

- ・ 栄町中央線及び本通り線に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など和風の雰囲気が感じられるものを基本とする。
- ・ なまこ壁とする場合は、極力本物の材料を用いるものとする。
- ・ 栄町中央線及び本通り線に面する壁面の色彩は、白色又は木、石、土等の自然材料と調和する色など、和風の雰囲気を損なわない落ち着いた色とし、部分的には黒色も可とする。

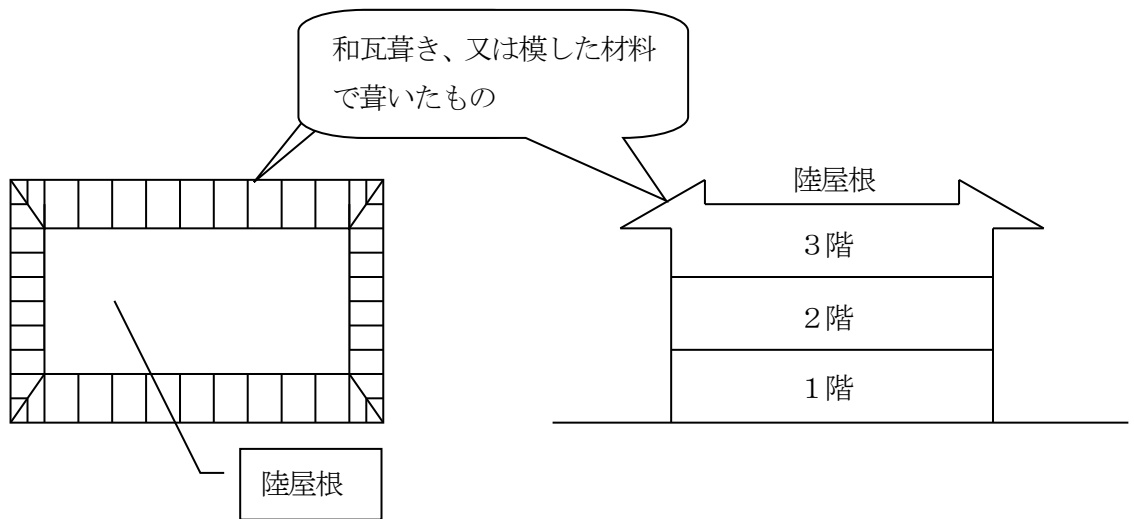
# 屋根

- 主要な屋根の材料は、和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
- 主要な屋根の形態は、和風の雰囲気勾配屋根を基本とする。



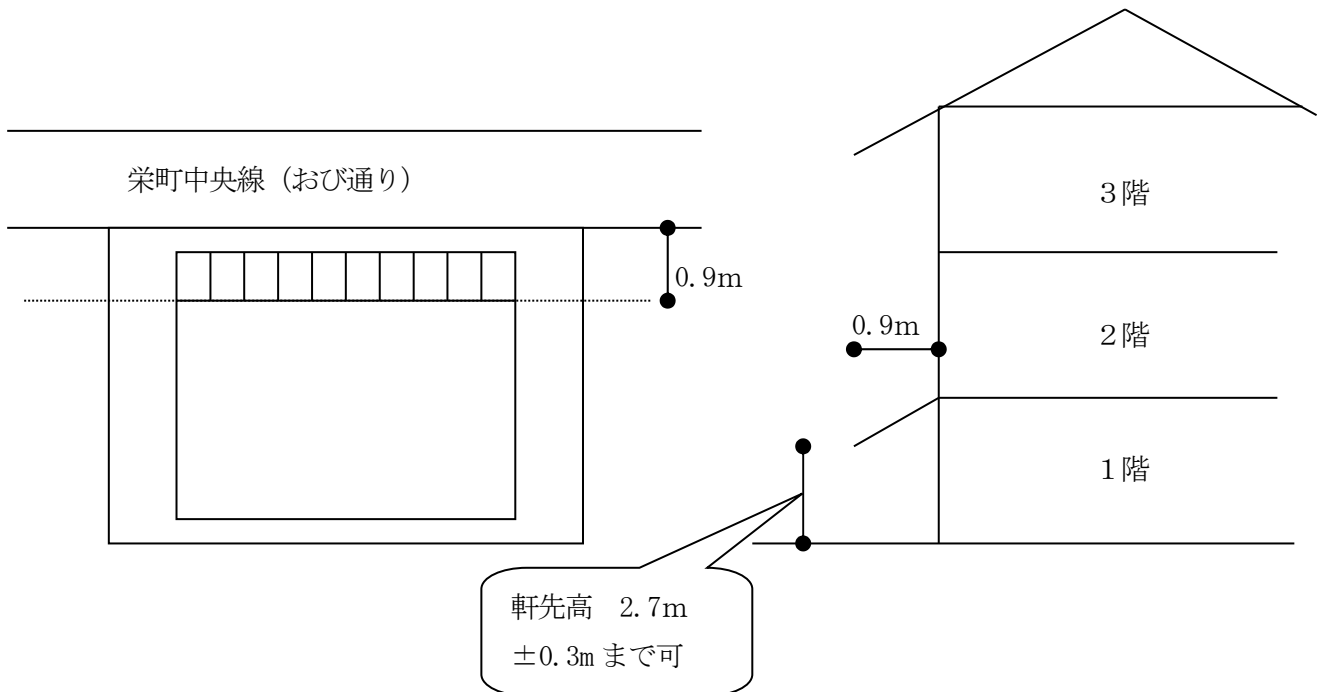
- 屋根の色は黒色又は灰色系とする。
- 屋根勾配は4.5/10を原則とする。  
(やむを得ない場合は、4.5/10~5.0/10の範囲で可)

- 主要な屋根の形態は、和風の雰囲気勾配屋根を基本とする。
- やむを得ず陸屋根とする場合は、栄町中央線から勾配屋根に見えるように修景用の屋根をかけるものとする。



## 1階の軒・庇

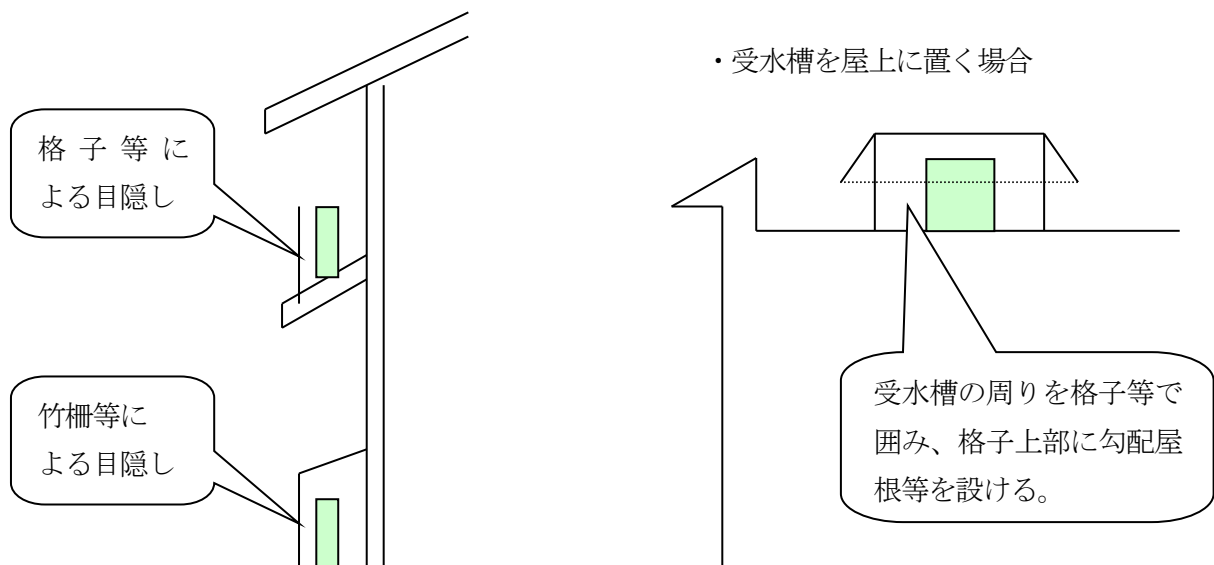
- ・ 栄町中央線に面する1階部分には、和風の雰囲気を損なわないよう軒・庇を設置するものとする。
- ・ 栄町中央線に面する1階部分の軒・庇の出は、0.9m、軒・庇の先の高さは、2.7mを基準とする。



- ・ 軒・庇の勾配は、主要な屋根と同様に、4.5/10を原則とする。
- ・ やむを得ない場合は、4.5/10~5.0/10の範囲で可とする。

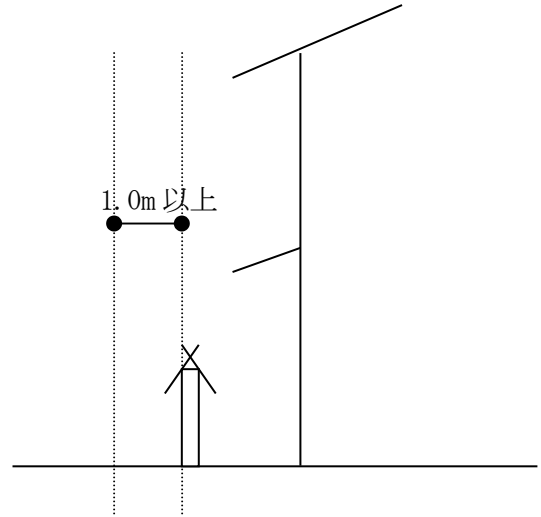
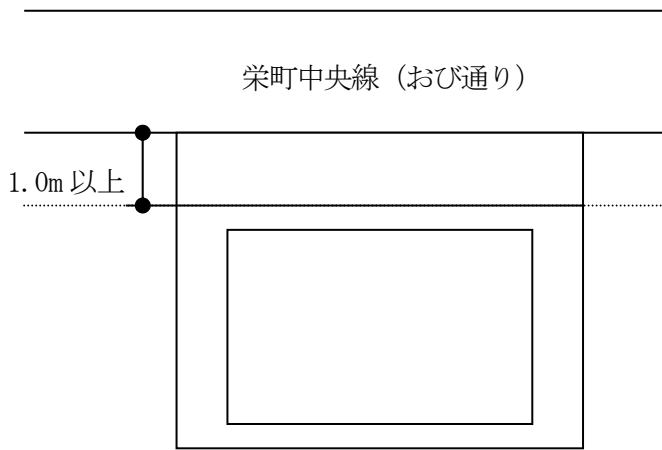
## 付帯設備

- ・ 栄町中央線及び本通り線から見えない位置への設置を原則とする。
- ・ やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。
- ・ 目隠しを行うことが困難な太陽光発電パネルについては、屋根の形態や色彩との調和に配慮し、和風の雰囲気を損なわないようにするものとする。





# 門・塀等



- ・塀等の形状
- 木製板塀
- 土塀

